奈良県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第７号

奈良県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（令和７年３月企業管理規程第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「１３０万円以上」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあっては、年額１５０万円以上）」を加える。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。